

津和野町地域防災計画／風水害等対策編 (別冊)

事故災害等対策計画

令和8年6月
津 和 野 町

目次【風水害対策編（別冊）事故災害等対策計画】

風水害等対策編－第5章 事故災害等対策計画	2
I 流出油事故対策計画	2
第1節 災害予防	2
第1. 油防除（除去）体制の充実強化	2
第2. 被害回復対策等の充実強化	3
第3. 防災訓練及び防災知識の普及・啓発	4
第2節 災害応急対策	4
第1. 災害応急活動体制の確立	4
第2. 災害情報の収集・伝達	4
第3. 流出油に対する応急対策	4
第3節 災害復旧	7
II 道路災害対策計画	7
第1節 災害予防	7
第1. 道路の安全確保	7
第2. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練	8
第2節 災害応急対策	8
第1. 災害情報の収集・伝達	8
第2. 災害応急活動体制の確立	9
第3. 救助・救急、医療救護及び消火活動	9
第4. 交通の確保・緊急輸送活動	9
第5. 危険物等流出に対する応急対策	10
第6. 災害広報の実施	10
第3節 災害復旧	10
III 危険物等災害対策計画	10
第1節 災害予防	10
第1. 危険物等関係施設の安全性の確保	10
第2. 災害情報の収集・伝達体制の整備	11
第3. 災害応急活動体制の整備	11
第4. 防災資機材の整備	11
第5. 防災知識の普及・啓発	11
第2節 災害応急対策	11
第1. 災害情報の収集・伝達	11
第2. 災害応急活動体制の確立	11
第3. 危険物等の漏洩・拡大防止活動	12
第4. 救助・救急及び医療救護	12
第5. 災害広報の実施	13
IV 大規模な火事災害対策計画	13
第1節 災害予防	13
第1. 大規模な火事災害に強いまちづくり	13
第2. 災害応急・復旧体制の整備	13
第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	14

第2節 災害応急対策	14
第1. 災害情報の収集・伝達	14
第2. 災害応急活動体制の確立	14
第3. 救助・救急及び医療救護活動	15
第4. 消火活動	15
第5. 交通の確保・緊急輸送活動	15
第6. 避難収容活動	15
第7. 災害広報の実施	15
第3節 災害復旧・復興	15
V 林野火災対策計画	15
第1節 災害予防	15
第1. 林野火災に強い地域づくり	15
第2. 災害応急・復旧体制の整備	16
第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	17
第2節 災害応急対策	17
第1. 災害情報の収集・伝達	17
第2. 災害応急活動体制の確立	17
第3. 救助・救急及び医療救護活動	18
第4. 消火活動	18
第5. 交通の確保・緊急輸送活動	18
第6. 避難収容活動	18
第7. 災害広報の実施	18
第8. 二次災害の防止活動等	18
第3節 災害復旧	18
VI 鉄道災害対策計画	18
第1節 災害予防	18
第1. 鉄道交通の安全確保	18
第2. 災害応急・復旧体制の整備	19
第3. 防災訓練の実施	19
第2節 災害応急対策	20
第1. 災害情報の収集・伝達	20
第2. 災害応急体制の確立	20
第3. 救助・救急、医療救護及び消火活動	21
第4. 交通の確保、緊急輸送活動	21
第5. 災害広報等	22
第3節 災害復旧	22
VII 雪害対策計画	22
第1節 災害予防	22
第1. 雪害に強いまちづくり	22
第2. 災害応急・復旧体制の整備	23
第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等	24
第2節 災害応急対策	25
第1. 災害発生直前の対策	25
第2. 災害情報の収集・伝達	25
第3. 災害応急活動体制の確立	25

第4. 除雪の実施活動	25
第5. 救助・救急及び医療救護活動	26
第6. 交通の確保・緊急輸送活動	26
第7. 避難収容活動	26
第8. 災害広報の実施	26
第9. り災証明の交付	26
第3節 災害復旧	26
VII ライフライン災害対策計画	26
第1節 災害予防	26
第1. 関係施設設備の安全性の確保	27
第2. 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備	29
第3. 災害発生時の応急体制の整備	30
第4. 防災資機材の整備	30
第5. 防災知識の普及・啓発	31
第2節 災害応急対策	31
第1. 基本的な考え方	31
第2. 災害情報の収集・伝達	31
第3. 災害応急活動体制の確立	31
第4. 応急措置の実施（仮復旧も含む）	31
第5. 災害広報の実施	35
第3節 災害復旧	35
第1. 復旧事業	35
第2. 再発防止	36

第5章 事故災害等対策計画

風水害等対策編－第5章 事故災害等対策計画

I 流出油事故対策計画

第1節 災害予防

流出油事故による災害を未然に防ぐとともに災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油事故の覚知・評価、油防除並びに回収油の輸送・処理等の実施体制を整備しておくほか、環境・風評・補償対策等の被害回復対策に関し関係機関等との間で合意形成を図るなどの基本的な対策を推進する。また、流出油事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努める。

第1. 油防除（除去）体制の充実強化

流出油事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、初期の段階において必要な人員、船舶、防除資機材等有効な防除能力を組織的に先制集中する必要がある。このため、平常時から河川・道路管理者等の関係者が、役割分担を明らかにして連携体制を構築しておくことが極めて重要である。そこで、流出油事故の覚知、初期評価、油防除（除去）活動、回収油の運搬・処理等の一連の防除措置について、関係者が一体となった防除体制の確立を図る。

1. 覚知及び初期評価体制の充実強化

① 情報収集伝達機器の整備等

油防除措置を効果的に実施するためには、早い段階で、流出油の種類、性状、量、拡散状況等に関する情報をできるだけ正確に収集する必要がある。このため、町はデジタルカメラ、パソコン、携帯電話等による写真の電送手段や画像伝送システム等を整備するとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

② 通報要領の定型化

漂流油の状況変化についての認識が統一できるよう、防災関係機関間で協議の上、通報要領の定型化を図る。

③ 河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報の整理

初期評価を迅速かつ的確に実施するためには、河川区域の自然的・社会的・経済的諸情報（水質、底質、工業用水等の取水口、鳥類の渡来・繁殖地、植生、史跡名勝天然記念物等に関する情報）を事前に一元的に把握しておくことが極めて有効である。そこで、町は管轄（管理）区域を持つ防災関係機関の協力を得て、これらの情報を収集・整理し、一元化を図った上で、防災関係機関間で共有化できるよう努める。

2. 油防除（除去）体制の充実強化

① 広域相互応援体制整備の充実強化

大規模な流出油事故発生時には、一地域の防災機関では対応できない事態が想定されるため、他地域からの応援または他地域への応援を必要とする場合に備え、町及び県は、県内外の広域相互応援体制を整える。

② 防除資機材の整備

油防除（除去）活動には、次の表に例示する多くの資機材が必要となる。そこで、町、県及び中国地方整備局等は、流出油事故時にこれらを迅速かつ的確に確保するために、連携して必要な資機材の備蓄を推進する。特に町及び県は、漂着油の除去、回収が主な応急対策となることから、過去の流出油事故時にニーズの高かった下表の品目の防除資機材の整備に努める。

資機材の種類	具体例
油の拡散を防止するための資機材	オイルフェンス、オイルマット等
油の分解を促すための資機材	油処理剤
応急的・補助的に回収するための資機材	ひしゃく、たも、バケツ等
回収した油を一時貯留するための資機材	ドラム缶等

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理、配分等の実施方法について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備していく。

③ 地元住民、ボランティア等防除作業実施者の健康安全確保対策

町は、油の除去に当たって、地元住民、ボランティア等防除作業実施者が健康かつ安全に活動できるよう、医師会及び日本赤十字社と協議の上、あらかじめ作業の危険性、着衣の配慮等を含む健康安全上の配慮事項について検討し、整理しておく。

また、災害発生時に作業現場への周知を円滑に図れるよう健康安全確保のための体制整備に努める。

3. 回収油の輸送・一時保管・処理体制の充実強化

① 回収油処理業者、処理場の確保・一時保管の確保

町は、産業廃棄物に当たる回収油を迅速かつ的確に運搬し、処分することができるよう、町内外の産業廃棄物処理業者の所在地、処理能力等を把握するとともに、災害時に大量に発生する回収油の受入れ可能性について十分に調査しておく。また、処分までの間一時保管する場所を確保する。

第2. 被害回復対策等の充実強化

流出油事故が発生した場合には、監視、除去、処理といった防除関係の直接的な作業に加え、自然環境への影響評価、風評対策、補償対策等広範な作業が並行して実施される。そこで、より早期の段階から体制が確立され、これらの対策が円滑に実施されるよう、平常時から関係機関間で協議し、合意形成を図る。

1. 環境対策の充実強化

① 河川の水質、底質等の測定

町は、事故発生後の環境影響調査の結果と効果的に比較することができるよう、モニタリングポイントを設定し、定期的な水質、底質等の測定を行い、その結果を整理しておく。

② 環境対策に係る情報及び知見の収集・整理

町は、流出油事故による環境への影響に関する情報及び知見を収集し、事故発生時の環境影響調査及び評価に活用できるよう、整理しておくとともに、環境対策の実施に当たって、専門家による情報提供、助言等を迅速に得られるよう、あらかじめ専門家に関する情報を収集・整理しておく。

また、これらの情報及び知見を関係機関間で有効に活用できるように、その共有化に努める。

③ 水鳥救護対策の充実

町は、油により汚染された水鳥の捕獲、搬送、洗浄、治療、リハビリテーション、放鳥までの水鳥救護活動が適切に実施されるよう、捕獲・搬送体制、洗浄・治療の場の確保、汚染水鳥の取り扱い方等について、県及び獣医師会その他の関係団体と協議し、水鳥救護対策の充実を図る。

④ 国等の実施する研修等への参加の検討

町及び県は、環境庁等が実施する環境対策に関連する研修等への職員の参加について検討し、人材の育成に努める。

2. 風評対策の充実強化

① 基礎データの収集

町は、事故発生後の調査結果と効果的に比較することができるよう、各観光地における観光入り込み客数等の情報を収集し、整理しておく。

② 関係機関との連携体制の確立

町は、災害発生時に関係機関が一体となって風評対策を実施することができるよう、商工観光業関係者、報道機関等との連携体制を確立しておく。

3. 補償対策の充実強化

① 補償制度の把握

町は、油濁損害に対する補償制度に関する情報（補償制度の概要、請求先、請求手続き、補償対象となる費用等）を収集し、整理のうえ商工観光業関係者等関係機関へ周知を図る。

② 補償請求方法等の検討

町は、補償請求段階で費用と現場の作業との関連性を示すことができるように、平常時から作業内容及び経費の把握方法、写真等の証拠書類の整備方法等について検討し、整理しておく。

第3. 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

1. 油防除（除去）に係る訓練の実施

油防除（除去）活動には、町、県及び中国地方整備局等多数の機関が関係してくることから、これらの機関相互の連携が的確になされるよう、油防除（除去）に係る総合的な防災訓練（図上訓練を含む。）を定期的に実施する。その際には、気象、対応区域、排出油の粘土等の事故想定を実態に即したものとし、より実践的な訓練となるよう留意する。また、訓練後には十分な評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じその後の体制の改善を図る。

2. 防災研修への参加の検討

流出油事故発生時には、県、町及び消防本部の職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を習得しておく必要がある。このため、海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

第2節 災害応急対策

流出油災害が発生した場合には、その影響範囲が複数の市町村の河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。そのため、町及び各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、災害応急活動体制を確立し、流出油に対する効果的な応急対策を実施する。

第1. 災害応急活動体制の確立

本計画の想定する流出油災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の河川敷等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。したがって、町、県及び中国地方整備局等の各防災関係機関は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努めるものとする。

1. 流出油事故対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務財政課長は、流出油事故が発生し、河川敷等に流出油が漂着し、被害が発生するおそれがあり、警戒体制をとる必要が生じた場合、または流出油事故により、河川敷等に流出油が漂着し被害が発生した場合、流出油事故対策本部（以下、「事故対策本部」という。）を設置する。

② 廃止の基準

事故災害対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された災害に係る危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

第2. 災害情報の収集・伝達

1. 事故情報等の連絡

流出油事故の発生時には、情報交換を迅速かつ的確に図るものとする。

2. 流出油事故情報の収集・把握

町は、河川、湖沼の巡視とともに、事故状況、被害状況等の情報収集に努め、県、自衛隊、警察署など、その時点で特に伝達する必要のある機関に対し優先してきめ細かい情報を伝達するなどその対応に努める。

第3. 流出油に対する応急対策

流出した原油または重油は、時間とともに拡散し風化するため、作業が広範囲に及ぶだけでなく、回収しなければならない量も2、3倍に増える。したがって、中国地方整備局を中心とする防災関係機関は、

流出油事故を覚知した時は、直ちに初期評価（流出油の現状把握、防除方針の決定及び伝達）を行い、流出油防除を迅速かつ的確に実施するための協力連携体制を確立し、初動段階において有効な防除勢力先制集中を図る。

1. 流出油の防除

① 流出油の回収活動等

町は、各連絡議会で決定された除去方針を踏まえ、管内の消防本部、警察署、地元住民、ボランティア、自衛隊の災害派遣部隊等と共同で、概ね次に掲げる活動を展開する。なお、防除資機材については、手袋、作業着、ひしゃく等の消耗品は町の備蓄品または町内での調達で対応することとするが、不足するものについては県へ要請する。

ア. 河川区域の監視

イ. 河川区域での除去活動の実施

ウ. 回収油の一時集積場所への貯留

エ. 除去活動情報の収集及び県への伝達

オ. 取水停止、給水車による給水等水道対策の実施

② 医療救護活動

町は、県及び医師会、看護協会、日本赤十字社島根県支部等と連携を図りながら、傷病者等の発生状況について、情報収集を行い、それに基づいて、除去作業者の安全・健康の保持を図るため、防除活動の拠点において医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

③ ボランティア活動の支援

町は、流出油事故発生直後から、ボランティア関係団体と連絡を密にし、ボランティア活動のニーズ、活動状況、留意事項等のボランティアに関する情報収集に努めるとともに、その活動を支援するため、必要な対策を実施する。

2. 回収油の運搬・処理

① 回収油の位置付け

河川敷等に漂着した油を回収し、一時保管場所等に集積された廃油等は、船舶所有者または車両所有者等の事故原因者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われる。したがって、廃油等の収集運搬及び処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理基準に従い、適正に処理する。

② 油処理に関する情報の収集提供

町は、回収された油等の量、処理作業の状況を把握するとともに、他市町村、関係業界団体等の協力を得て、回収した油等の貯留・搬送に従事可能な事業者及び回収した油等の処理施設、当該受入れ可能量等の情報を収集・整理し、船舶所有者等の関係者に対し提供等を行うなど必要な支援を実施する。

③ 漂着油の回収方法及び処理方法

河川敷等に漂着した油の回収方法については、回収油の性状（油だけのもの、油が付着した砂、油の付着した資機材等）によって処理の方法（焼却処理、管理型最終処分場における埋立処理等）が異なるため、専門家による指導あるいは助言を得て、効率面だけではなく、処理方法を考慮した上で、回収方法を決定する。なお、漂着油が付着した砂の重機による回収方法は、効率的ではあるが回収後の処分が困難となることに留意する必要がある。

④ 回収油の保管方法

ドラム缶等の集積保管場所については、回収後の運搬方法及び産業廃棄物処理施設への搬出方法（車両輸送、鉄道輸送または船舶輸送）並びに近隣地域住民の生活環境保全上の観点から選定すること。また、ドラム缶によって保管する場合には、回収油の飛散流出、地下浸透及び揮発の防止並びに運搬中における流出防止のために、ふたを閉める等により密閉すること。なお、季節によっては気象条件等により集積保管場所から処分先への搬出が計画通りに進まず時間を要する場合も考えられるため、十分な保管場所を確保する必要がある。

⑤ 再生利用の検討

回収された廃油、油混じりの砂等で、再生利用が可能なものについては再生利用に努める。

3. 環境対策

① 環境対策の実施

初期評価の段階から水質・底質、水産資源、水鳥、植生等に関する総合的な環境対策検討委員会を設置し、事故の影響の実態把握、環境復旧対策、野生生物救護対策、史跡名勝天然記念物対策等の方針を決定し、この対応方針に基づき防災関係機関が連携して環境対策を実施する。なお、環境対策の実施に当たっては、各専門家による指導・助言等の活用を図るものとする。

② 健康調査の実施

油の漂着直後は、油の揮発性成分の異臭による健康への影響が考えられるため、住民、ボランティア等の防除活動従事者に対する健康調査を実施するとともに、大気調査を実施する。

4. 風評対策

① 連絡会議の設置

町は、風評による観光客離れ等を防止するため、流出油事故発生直後から、商工観光業関係者、報道機関等の協力を得て風評対策連絡会議を設置し、対策の方針を決定する。

② 風評対策の実施

流出油風評対策連絡会議において決定された対策方針に基づき、関係機関が協力して迅速かつ的確に次に掲げるような風評対策活動を実施する。

- ア. 風評の発生予測（初期段階）
- イ. 風評の実態把握
- ウ. 風評による観光、消費への影響調査
- エ. 風評に対応するための客観資料の収集
- オ. 風評による被害を被った中小企業に対する緊急融資
- カ. 各種メディアを通じたキャンペーン活動

5. 補償対策

① 関係機関における対応

町、中国地方整備局及び商工観光業関係者等の関係機関は、保険会社等補償関係者からの情報収集に努めるとともに、作業内容及び経費の把握、写真等の証拠書類を整備し、補償請求を行う。

② 関係機関の連携

町、県、中国地方整備局及び商工観光業関係者等の関係機関は、補償請求について相互の連携を図るため、会議の開催等を行うことにより補償対策について情報の交換、補償請求の請求方針等の確認を行う。

6. 情報の発信、問い合わせ処理

① 情報発信活動

ア. 各種情報の収集・整理

町は、防災関係機関との情報交換を密にし、油流出事故対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達される可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ. 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、関係事業者等は情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

1. 被害回復活動の推進体制の確立

町及び県は、油流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

2. 被災事業者、住民等の復旧支援

町及び県は、流出油により被害を受けた商工観光業者関係、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予または減免措置を実施する。

3. 被災公共施設等の復旧

町、国及び県は、迅速かつ円滑に被災した河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

4. 事後の監視等の実施

町及び県は、流出油の防除措置終了後も必要に応じて、防災関係機関と連携の上、パトロール、環境影響調査、財産の被害の調査等を実施する。特に流出油事故による生態系等環境への影響は、回復に長時間を要することがあることから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を講じる。

II 道路災害対策計画

第1節 災害予防

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

第1. 道路の安全確保

1. 道路交通情報の充実

① 気象情報等の活用体制の整備

町には気象台から伝達される各種気象情報等を有効に活用できるよう、県総合防災情報システムによりリアルタイムで気象情報等を伝達できる体制が整備されているが、関係職員がそれらを道路災害に有効に活用できるよう習熟に努める。

② 道路情報伝達体制の整備

交通規制状況、迂回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板等の路側通信機器の整備を進める。その他、県総合防災情報システムを活用した情報の収集・提供に努める。

2. 道路施設等の整備

① 道路施設等の監視・点検体制の整備

県等と連携を図り、応急復旧体制、道路管理連絡員制度など、より一層の体制の整備を進める。

② 災害防除事業の実施

町は県と連携し、管理する道路において各種点検により判明した危険箇所内の、危険度が高く緊急性の高い箇所から対策を進め、道路における災害の予防のために必要な施設の整備をより一層進める。

3. 災害応急・復旧体制の整備

① 関係機関の相互連携の確保

災害発生時に速やかな応急体制を実施するため、国、県、益田広域消防署、警察署、日本赤十字社島根県支部、医師会などとも連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の確立を図る。

② 通信体制の整備

既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による連絡ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

また、平常時において無線通信設備の点検を実施するとともに、県及び各道路管理者等と連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において、利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

③ 情報管理体制の確立

道路交通情報センターからの情報提供や県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークなどによるヘリテレ映像による情報共有により、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。

4. 組織体制の整備

① 参集及び動員の体制

町は大規模な道路災害に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する。また、道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の作成を検討する。

② 防災関係機関の相互連携体制の強化

県、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

5. 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

① 救助・救急活動

町及び益田広域消防署は、必要な救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材を検証し、必要性に応じ順次整備を進めていく。

② 医療救護活動

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

③ 消火活動

益田広域消防署と平常時より連携を図り、道路災害における消火活動に備えておく。

6. 交通の確保・緊急輸送体制の整備

各道路管理者は、災害応急対策活動の円滑な推進のため緊急通行車両の事前届出をしておく。本編第2章第11節「交通確保・規制体制の整備」を参照。

7. 危険物等流出防除活動体制の整備

益田広域消防署においては高圧ガス、火薬類等については、事故取扱要領が整備されているが、それ以外の危険物については適宜対応する体制となっている。町は、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

8. 応急復旧活動体制の整備

現在、災害時の道路啓開や応急復旧に関しては、各道路管理者が適宜業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、建設業協会の協力により必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備しておく。また、必要に応じ重要な施設の構造図等の資料の整備も進める。

第2. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

1. 防災知識の普及・啓発

道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

2. 防災訓練

県の行う総合防災訓練と連携し、訓練の充実を図る。なお、訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

第2節 災害応急対策

大規模な事故や災害等の発生により道路構造物の被災等が発生した場合の各種応急対策を実施する。

第1. 災害情報の収集・伝達

1. 事故情報等の連絡

大規模な事故、災害等の発生時には、情報交換を迅速かつ的確に図るものとする。

2. 被害情報等の収集・伝達

道路災害の情報について町は、県、自衛隊、警察署など、その時点で特に伝達する必要がある機関に対し優先してきめ細かい情報を伝達するなどその対応に努める。

第2. 災害応急活動体制の確立

大規模な道路災害が発生した場合において、県、防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に留めるため、収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1. 道路災害対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務財政課長は、道路災害が発生し多数の人的被害が生じるおそれがある場合、または多数の人的被害が発生した場合、道路災害対策本部を設置する。

② 廃止の基準

道路災害対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

第3. 救助・救急、医療救護及び消火活動

各道路管理者は、町、県、警察署、益田広域消防署等の要請により、救出・救助の初期活動に協力することが求められた場合、迅速に救出・救助体制を確立し関係機関の連携について調整し活動を実施する。

1. 救助・救急活動

本編第3章第9節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

3. 消火活動

① 益田広域消防署の体制

町（益田広域消防署）は、町域内の道路災害により消火活動の必要が認められた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

② 他の益田広域消防署に対する応援要請

他の益田広域消防署に対する応援要請については、本編第3章第4節第2.「他市町、防災関係機関等への協力要請」を参照。

③ 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、本編第3章第5節「自衛隊の災害派遣体制」を参照。

第4. 交通の確保・緊急輸送活動

道路災害発生時には、道路交通事情の悪化等による交通渋滞が発生し、救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより救急・救助、消火活動等のための交通を確保する必要性がある。

1. 交通規制等

本編第3章第12節「交通確保、規制」を参照。

2. 緊急輸送手段の確保

本編第3章第13節「緊急輸送」を参照。

第5. 危険物等流出に対する応急対策

危険物等流出事故が発生した場合は、益田広域消防署が事故対応を実施するが、対応しきれない場合等は、道路管理者は益田広域消防署のほか警察署等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。

第6. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第3章第3節「災害広報」を参照。

第3節 災害復旧

1. 復旧事業

道路管理者は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。また、応急復旧を円滑に遂行するため、通行を禁止または制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

2. 緊急点検

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

Ⅲ 危険物等災害対策計画

第1節 災害予防

危険物災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

第1. 危険物等関係施設の安全性の確保

1. 高圧ガス、石油類等の危険物施設

① 予防査察等の強化

消防署は、製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の施設並びに消費場所における取扱の基準適合を検査するため随時保安検査、立入検査を実施し、危険物に起因する災害の予防、指導取締りを実施するものとする。

② 関係事業者に対する指導強化

消防署は、関係事業者に対し、その所有または占有する製造所、販売所、貯蔵所、取扱所等の施設及び取扱が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ維持するための自主保安体制を確立させる。

また、従事者に対しても指導を行う。なお、危険物規制対象箇所状況については附属資料を参照。

2. 毒劇物取扱施設

町は、県と協力して毒劇物取扱施設の実態把握に努める。

ア. 研修会等で防災教育の徹底

イ. 立入検査時の施設の安全化指導

ウ. 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備

エ. 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備

オ. 治療方法を記した書類の整備

3. 火薬類施設

町は、県と協力して火薬類施設の実態把握に努める。

第2．災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、県、益田広域消防署及び関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。そのため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

第3．災害応急活動体制の整備

各危険物施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関は防災体制を整備し、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

1．参集及び動員の体制

町は、大規模な危険物等災害に備え、迅速かつ的確な応急対策を実施することができるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

2．応急活動マニュアルの整備

職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携についての応急活動のためのマニュアルの作成を検討する。

第4．防災資機材の整備

町は、各種危険物等の性質を考慮し、必要な防災資機材の整備を図る。

第5．防災知識の普及・啓発

町は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

第2節 災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲に渡るおそれがあるため、県をはじめとする各機関と連携し各種応急対策を実施する。

第1．災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努める。伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用する。

第2．災害応急活動体制の確立

危険物等災害が発生した場合、町は県及び益田広域消防署、防災関係機関と協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に留めるため、収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1．危険物等対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務財政課長は、危険物等災害が発生し、多数の人的被害が生じるおそれがある場合、または多数の人的被害が発生した場合、危険物等対策本部を設置する。

② 廃止の基準

危険物等対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア．発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ．応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2．災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副

本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

第3. 危険物等の漏洩・拡大防止活動

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合等は、町は防除活動、避難誘導活動等に協力し危険物等による被害の拡大防止に努める。

1. 実施責任者

- ① 危険物、高圧ガス、火薬類の施設の所有者、管理者または占有者は、災害時における危険物等の保安措置を行うものとする。
- ② 災害時における危険物等による災害の防止のために必要な応急措置は、本部長（町長）が行い、総務部が当たる。

2. 高圧ガスの保安対策

① 活動方針

高圧ガス関係の事業所及びその近隣に災害が発生し、または発生するおそれがある危険な状態となった場合において責任者は速やかに応急措置をとるとともに、町・警察署及び消防署に通報する。また、通報を受けた者は、直ちに関係機関並びにガス事業者に連絡すると同時に災害防止の緊急措置をとる。

② 応急措置

施設の管理者は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、町・警察署及び消防署と連絡をとり次の措置をとる。

- ア. 危険物の取扱作業を中止し、安全場所への移動、漏洩、浮上及び流出の防止措置をとる。
- イ. 住民の安全を確保するため、必要に応じ火等の使用制限、危険区域を定め、付近の住民に避難するよう警告する。
- ウ. 水害に対しては、危険物貯蔵タンク、容器の流出防止のための措置を講ずる。流出した場合は、これによる災害が発生しないよう町、消防、警察等の関係機関との連絡を密にして回収に努める。

3. 石油類等の保安対策

① 活動方針

施設の管理者等は施設及びその近隣に災害が発生し、または発生するおそれがある危険な状態となった場合は、速やかにその対応措置をとるとともに、町・警察署及び消防署に通報する。

② 応急措置

施設の管理者等は災害が発生し、または発生するおそれがあるときは危険物の取扱作業の中止、安全な場所への移動、漏洩、浮上及び流出の防止措置をとるとともに町、消防署及び警察署に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ付近の住民に避難先等を明示して退避するよう指示する。

4. 火薬類の保安対策

① 活動方針

施設の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を取り、保管または貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す等の措置をとる。

② 応急措置

火薬類の所有者及び住民等から爆発または火災等のおそれの通報を受けたときは、直ちに現地に出動し、警察に協力を依頼し、危険区域を設定する等の措置を講ずるとともに必要があると認めたときは付近住民の立退き及び避難を命令する。

第4. 救助・救急及び医療救護

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動に当たっては、各危険物施設管理者と益田広域消防署に協力する。

1. 救助・救急活動

本編第3章第9節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

第5. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第3章第3節「災害広報」を参照。

IV 大規模な火事災害対策計画

第1節 災害予防

大規模な火事災害による被害を、未然に防ぐための基本的な対策を推進する。

第1. 大規模な火事災害に強いまちづくり

1. まちの不燃化の推進

本編第2章第3節第4.「まちの不燃化」を参照。

2. 大規模な火事災害に対する建築物の安全化

大規模な火事災害時には、出火状況や気象条件等により広範囲に渡る延焼・焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災機関施設、地域生活の根幹をなす上・下水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、その影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、大規模な火事災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

第2. 災害応急・復旧体制の整備

1. 情報収集・伝達体制の整備

① 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報の内容及び発令されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう必要な防災行政無線、サイレン、消防信号等の伝達手段を整備する。

② 県総合防災情報システム等の活用体制の整備

防災関係職員の県総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達など、大規模な火事災害に対応したシステムの活用体制の整備を進める。

③ 夜間・休日等における体制の整備

町は、県など関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

④ 通信体制の整備

町は、現状の通信体制について、より一層の整備に努める。

2. 災害応急体制の整備

町は、火災の規模に応じた各段階における参集配備体制について、風水害の動員配備体制に準じた体制を整備する。また、大規模災害に対応できる職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

3. 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

① 救助・救急活動

本編第2章第9節「救急・救助体制の整備」を参照。

② 医療救護活動

本編第2章第10節「医療体制の整備」を参照。

4. 消火活動体制の整備

① 消防水利の整備

町は、大規模な火事災害に備え、消火栓のみならず防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

② 住民との連携

町は、消防署、消防団、住民組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう消防署等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

③ 資機材の整備

町は消防署と連携し、消防用機械・資機材等の整備を進める。

④ 被害想定の実施

町は、区域内の大規模な火事災害の被害想定を実施し、消防署と住民組織等の防災訓練や災害時の消火活動に効果的な活用が図れるようにする。

5. 避難収容活動体制の整備

本編第2章第8節「避難予防対策」を参照。

6. 広域応援体制の整備

本編第2章第5節「防災活動体制の整備」を参照。

第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1. 防災知識の普及・啓発活動

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して大規模な火事の被害想定等の活用により、地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。また、教育機関においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

2. 各種防災資料等の配布

地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災ハザードマップ、避難時の心得等の作成に努め、住民等に配布する。

3. 防災訓練の実施

町は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

4. 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努める。

第2節 災害応急対策

大規模な火事災害を未然に防ぐための基本的な対策を推進する。また、大規模な火災になった場合の適切な対応に努める。

第1. 災害情報の収集・伝達

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、建築物等の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。また、直ちに情報収集連絡を行うための各種通信手段を確保する。

第2. 災害応急活動体制の確立

大規模な火事災害が発生した場合において、町は県及び防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限に留めるため、収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1. 大規模な火事対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務財政課長は、大規模な火事が発生し多数の人的被害が生じるおそれがある場合、または多数の人的被害が発生した場合、大規模な火事対策本部を設置する。

② 廃止の基準

大規模な火事対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

第3. 救助・救急及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

本編第3章第9節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護活動

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

第4. 消火活動

本編第3章第8節「消防活動」を参照。

第5. 交通の確保・緊急輸送活動

本編第3章第12節「交通確保、規制」、第13節「緊急輸送」を参照。

第6. 避難収容活動

避難収容活動については、本編第3章第7節「避難活動」を参照。なお、避難所は、本計画に定めてある施設のうち火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

第7. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第3章第3節「災害広報」を参照。

第3節 災害復旧・復興

町は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

V 林野火災対策計画

第1節 災害予防

近年、森林レクリエーションなどで山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっている。このため火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害の防止、またはその軽減を図るための対策を推進する。

第1. 林野火災に強い地域づくり

1. 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、溪流沿い等において耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。また、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

2. 消防水利の整備

森林内の調整池などが消防水利に役立つと考えられるため、町は県及び益田広域消防署と連携してそれらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の対応化を図りその適正配置に努める。

3. 防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要である。町、県、益田広域消防署等は状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。また、消防車両が進入できる林道の整備を進め、益田広域消防署は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

4. 住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（概ね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くないよう、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。また、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

第2. 災害応急・復旧体制の整備

1. 災害応急体制の整備

町は、林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合など、迅速な対応ができるよう必要な体制を風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

2. 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

① 救助・救急活動

本編第2章第9節「救急・救助体制の整備」を参照。

② 医療救護活動

本編第2章第10節「医療体制の整備」を参照。

3. 消火活動体制の整備

① 空中消火体制の整備

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地及び益田広域消防本部において資機材の配備等がなされているため、町はヘリポートの整備に努める。また、効果的な消火活動が実施するには空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携の確保を図る。

② 住民との連携

町は、県及び消防署、消防団、住民組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、火災発生時の消火活動への協力について周知しておく。

③ 資機材の整備

消防署は、軽可搬式消防ポンプ、可搬式散水装置・送水装置、林野火災用工作機器（チェーンソー等）等の資機材の整備を進める。

④ 残火処理体制

大規模林野火災においては、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所を発見し、適切に対処する必要があるため、必要に応じてこれに協力する。

4. 避難収容活動体制の整備

本編第2章第8節「避難予防対策」を参照。

5. 広域応援体制の整備

本編第2章第5節「防災活動体制の整備」を参照。

6. 二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織の整備やマニュアルの作成等を検討する。また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1. 事前点検及び警戒巡視の実施

町は県及び益田広域消防署、森林組合等と協力し、地域の森林等において過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握する。多発期、多発時間及び火災警報発令時並びに出火の危険性が多い地域を重点的に取り上げ、関係機関と連携のもと、総合的な巡視及び監視を計画的に実施する。

2. 防災知識の普及・啓発

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特にたき火、たばこ火あそび、マッチによる失火が占めている。従って、出火防止対策を講ずるに当たっては、これらの出火原因を排除することに重点を置くものとし、林野火災多発期における山火事予防運動の実施など防火思想の普及宣伝に努める。

3. 火入れ、たき火等の使用に対する規制の徹底

- ① 消防法等法令に基づく規制の徹底を図る。
- ② 消防機関は、火入れ及び揚煙行為を行う者に対し、火入れ地以外に火が入らぬよう消火設備、人員の確保、防火線の設定等について指導するなど火災予防について指導する。

4. 防災訓練の実施

県が実施する林野火災を想定した防災訓練等に参加する。

第2節 災害応急対策

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、県、市町村及び消防機関は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

第1. 災害情報の収集・伝達

町は消防署と連携し、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。なお、休日・夜間等においても林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

第2. 災害応急活動体制の確立

大規模な林野火災が発生した場合において、町は県及び防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限に留めるように収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1. 林野火災対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務財政課長は、焼失面積が20haを超える大規模林野火災に拡大するおそれがある場合、林野火災対策本部を設置する。

② 廃止の基準

林野火災対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

第3．救助・救急及び医療救護活動

1．救助・救急活動

本編第3章第9節「救急・救助活動」を参照。

2．医療救護活動

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

第4．消火活動

1．消防署と住民等との連携

消防署は速やかに火災の状況を把握し迅速に消火活動を行うが、住民、町内会、その他住民組織等においても、発生後の初期段階において自発的に初期消火活動を行う。また、消防署が協力を求めた場合、町はそのための連絡調整に努める。なお、住民による消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動に留め、安全に十分配慮するよう努める。

2．応援要請等

本編第3章第8節「消防活動」を参照。

第5．交通の確保・緊急輸送活動

本編第3章第12節「交通確保、規制」、第13節「緊急輸送」を参照。

第6．避難収容活動

避難収容活動については、本編第3章第7節「避難活動」を参照。なお、避難所は、本計画に定めてある施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

第7．災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第3章第3節「災害広報」を参照。

第8．二次災害の防止活動等

1．治山事業等

町は県と協力し降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

2．自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、県（農林水産部、環境生活部）と連携を図り、影響を最小限に食い止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

第3節 災害復旧

町は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施または支援する。

なお、町は県と連携し、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

VI 鉄道災害対策計画

第1節 災害予防

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者が発生するなどの鉄道災害に対して、被害の発生またはその拡大を防止する対策を推進する。

第1．鉄道交通の安全確保

鉄道施設の重要な地域において、土砂災害対策、海岸保全対策を進めるため、国、県、町等は、鉄道事業者と協議し、対策の実施を検討する。

また、国、県、町、道路管理者等は、鉄道事業者と協議し、必要に応じて踏切道の立体交差化、構造の改良、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2. 災害応急・復旧体制の整備

1. 情報の収集・伝達体制の整備

① 関係機関の連携

町は、鉄道災害が発生した場合の情報収集・連絡体制について検証し、必要に応じ国土交通省、鉄道事業者等との間で連携を図り、夜間、休日等も考慮した体制の整備を図る。

② 通信体制の整備

町は、各種通信体制について、多様な整備を進め災害時の通信手段の確保に努める。また、町、県、鉄道事業者及び関係機関は、平常時において無線通信設備の点検を実施し、連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

2. 災害応急活動体制の整備

① 職員の体制

町においては、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等について検討する。また、鉄道災害に対応した応急活動マニュアル等の整備について検討する。

② 防災関係機関の連携体制

ア. 防災関係機関相互

島根県では、鉄道災害に関して鉄道事業者がそれぞれの防災体制をとっており、事業者により体制が異なっている。災害発生時には、各関係機関相互連携体制が必要であり、鉄道事業者、町、県、その他の防災関係機関相互の間において、災害時の応急活動・復旧活動に関し連携体制の強化に努める。

イ. 警察署、消防本部、自衛隊

警察署、消防本部、自衛隊は、各々の計画に基づき応急活動体制を整備しておく。

3. 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

① 救助・救急活動

町及び消防本部において、必要な救急車等の車両、ヘリコプターや鉄道災害を想定した救急救助用資機材等を検証し必要な整備を進める。

② 医療救護活動

ア. 関係機関の連携体制の整備

医療救護活動において鉄道事業者等は、島根県医師会、島根県看護協会、医療機関、日本赤十字社、消防本部などとの連携を図り、体制の整備に努める。

イ. 医薬品、医療用資機材等の整備

各関係機関は、医療用資器材・医薬品等を整備するとともに、災害時の円滑な供給を確保するための体制の整備に努める。

③ 消火活動

消防本部は、関係機関相互及び鉄道事業者との間で鉄道災害時の連携体制の強化を図る。

4. 緊急輸送活動体制の整備

① 交通誘導体制

警察は、鉄道災害時の交通規制を円滑に行うため、交通誘導等に関し（社）島根県警備業協会と協定を締結しているが、各種訓練等を実施し協定の実効性を高めるようにしていく。

② 広報体制

警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務については、適宜、広報して対応しているが、あらかじめそれらを広く周知する体制を検討する。

第3. 防災訓練の実施

町は、鉄道事業者も参加し、町、警察署、消防本部、その他関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。訓練を実施するに当たっては、鉄道災害及び被害の想定を明らかにし、実施時間を工夫するなど実践的なものにする。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 災害応急対策

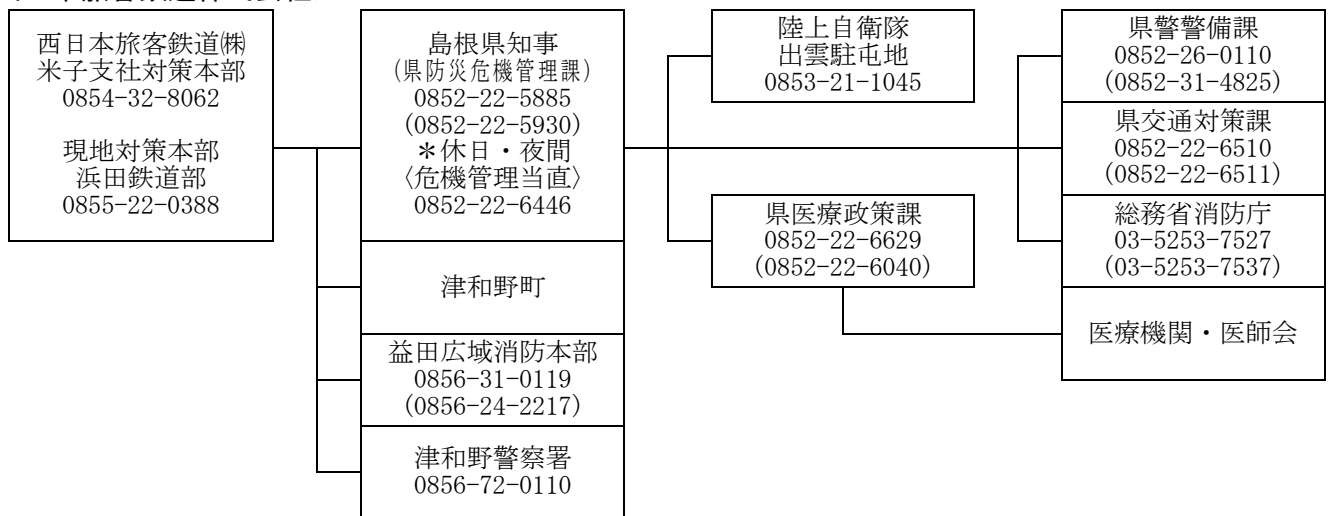
鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害が発生した場合、被災者の救出や被害の拡大を防止する対策を実施する。

第1. 災害情報の収集・伝達

1. 情報等の収集・伝達

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は速やかに国土交通省に連絡し、国土交通省は、官邸、関係省庁、関係都道府県及び関係指定公共機関に事故情報の連絡を行う。県は総合防災情報システムのほか、防災行政無線（戸別受信機含む）等様々な手段により円滑な情報の伝達に努め、国土交通省等から受け取った情報を速やかに町及び関係機関等へ連絡する。西日本旅客鉄道株式会社における情報等の収集・伝達系統図は次のとおりである。

西日本旅客鉄道株式会社ルート



2. 被害情報等の収集・連絡

鉄道事業者は、国土交通省へ被害状況を連絡する。町は県に被害状況を連絡する。県は、被害規模について概括的な状況を把握し、消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。

第2. 災害応急体制の確立

1. 鉄道災害対策本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務財政課長は、鉄道災害が発生し多数の人的被害が生じるおそれがある場合、または多数の人的被害が発生した場合、鉄道災害対策本部を設置する。

② 廃止の基準

鉄道災害対策本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア. 発生が予想された危険が無くなり、対策の必要が無くなったと認められるとき。

イ. 応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2. 災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の位置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。

災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

3. 広域応援体制

町長は、鉄道災害による被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対応することが困難と予想される場合において、人命または財産の保護のため他の都道府県及び市町村、消防本部に応援要請を行い、

広域応援体制を確立する。

4. 自衛隊の災害派遣要請

町長は、鉄道災害による被害が甚大であり、県をはじめ町や各防災関係機関単独では対処することが困難とされる場合において、人命または財産の保護のため自衛隊法第 83 条の規定に基づく知事への自衛隊災害派遣要請要求を行う。

第3. 救助・救急、医療救護及び消火活動

1. 救助・救急活動

① 鉄道事業者の体制

鉄道事業者は、県警察本部、町、消防本部等と連携し、迅速に救出・救助体制を確立し、救助・救急活動を実施する。

② 応援要請

町は、鉄道被害による被害が甚大であり、町や各防災関係機関単独では対処することが困難とされる場合において、人命または財産の保護のため他の都道府県及び市町村、消防本部に広域応援要請を行い、救出救助を行う。

2. 医療救護活動

町は、県及び島根県医師会、島根県看護協会、日本赤十字社島根県支部と連携を図りながら、鉄道災害に伴う傷病者等の発生状況について情報収集を行い、それに基づいて医師、看護師等の派遣による救護所の設置、健康相談の実施等の措置をとる。

3. 消火活動

① 消防本部の体制

消防本部は鉄道災害に伴い消火活動の必要が生じた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

② 鉄道事業者の体制

鉄道事業者は町、消防本部等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し消火活動を実施する。

③ 他の消防本部に対する応援要請

ア. 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

所轄する町の消防力では、鉄道災害に伴う火災の防御が困難な場合、町・消防組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

イ. 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても鉄道災害に伴う火災の防御が困難であると認められる場合、消防組織法第 24 条の 3 の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

第4. 交通の確保、緊急輸送活動

1. 基本的事項

鉄道災害発生時は、事故の発生時刻・発生場所等の状況等によっては救急・救助、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救急・救助、消火活動等のための交通を確保する。

2. 交通規制の実施

① 交通規制の実施方法

警察署は、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の交通規制を行うものとする。

② 道路管理者と警察機関の相互連絡

道路管理者と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を、道路管理者にあっては警察機関へ、警察機関にあっては道路管理者へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知するものとする。

第5. 災害広報等

1. 基本的事項

鉄道災害が発生した場合には、県、町、消防本部を中心に現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2. 災害広報の実施

① 情報発信活動

ア. 各種情報の収集・整理

町は、関係機関との情報交換を密にし、鉄道災害に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ. 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。なお、町及び県、指定行政機関、公共機関、施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について相互に連絡をとりあうものとする。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、報道機関からの取材等各種問い合わせが集中する可能性がある。このため、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

鉄道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努める。なお、鉄道事業者は、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努める。

VII 雪害対策計画

第1節 災害予防

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止、またはその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、町民の自主防災体制が確立できるよう防災知識普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進する。

第1. 雪害に強いまちづくり

1. 雪害に強いまちの形成

町及び関係機関は、冬季における交通の確保を図り、都市機能を維持するための防雪施設等の整備に努める。

2. 除雪体制の整備

① 道路除雪体制

豪雪時の道路交通の確保を図り、除雪要員の確保や業者委託等除雪体制の整備に努める。また、県・国・町の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

② 除雪援助体制

山間部においては、一人暮らし高齢者世帯の割合が高く、豪雪時の除雪活動がうまく進まないおそれがある。また、身体障がい者世帯やひとり親家庭についても同様である。このため、町は、こうした世帯に対しては、除雪依頼をした場合の費用援助や民生児童委員、警察官、近隣住民、町内会、ボランティア等の協力を得て除雪を実施するなど除雪援助体制の整備を検討する。また、雪処理中の事故による死者を減らすため、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

3. ライフライン施設等の機能の確保

町管理の上水道等のライフライン関連施設やコンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講じる。また、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、県、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

第2. 災害応急・復旧体制の整備

1. 災害発生直前対策関係

① 警戒・避難体制の整備

雪崩が発生する危険のある場合などの避難指示等や気象特別警報・気象警報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講じる。

② 住民の避難誘導体制の整備

積雪、融雪等に配慮した避難先・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施など、避難誘導活動のための対策を検討する。また、要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。

2. 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

町は、県など関係機関相互において連携を図り、情報の収集・連絡に努めるとともに、夜間、休日の場合等にも対応できる体制の整備を図る。また、平常時において無線通信設備の点検を実施し、県及び益田広域消防署等と連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

3. 災害応急活動体制の整備

① 参集及び動員の体制

雪害に関する警報発表時や被害が発生した場合などにおける具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。また、雪害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

② 防災関係機関相互の連携体制

「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等の協定に基づき、雪害時の孤立地区対策として、特に町による食料、飲料水、燃料等、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関してより一層の応援体制の充実に努める。また、防災関係機関及び民間企業等との連携を図り、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図れるような体制にしていけることを検討する。

4. 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

① 救助・救急活動

本編第2章第9節「救急・救助体制の整備」を参照。

② 医療救護活動

本編第2章第10節「医療体制の整備」を参照。

5. 緊急輸送活動体制の整備

① 交通対策

積雪時の異常事態の発生による交通対策については、「島根県雪害対策実施要領」に基づき警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

② 孤立地区対策

豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するおそれのある地区を把握し、除雪体制の整備など必要な交通路を確保するための対策を整備する。

6. 避難収容活動体制の整備

① 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周

知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

ア．あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ．被災が想定されない安全区域内に立地する施設等とする。

ウ．積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

② 指定避難所の指定

町長は、法令に基づく指定避難所について、必要な数、規模の施設等を指定し、指定後は住民への周知徹底を図る。なお、指定を取り消した場合も同様に、住民への周知を図る。

ア．あらかじめ管理者の同意を得ておく。

イ．避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れること等が可能な構造または設備を有する施設。

ウ．想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

エ．主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

オ．指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

カ．学校を避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

キ．指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

③ 避難・収容活動

町は、指定避難所・避難路の指定ならびに住民への周知、避難計画の策定、要配慮者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施等避難収容活動のための対策を実施する。避難所の指定に当たっては、積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設を指定するとともに、指定された指定避難所またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等、常備薬、炊き出し道具、毛布、仮設トイレ、マット等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の整備に努める。また、避難所の暖房設備については、各施設の状況を検証し必要な整備を実施する。なお、電気・ガス等の供給停止に備えて燃料の確保及び補助暖房設備を検討しておく。

④ 応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設については、雪崩災害の危険を配慮した用地選定、資材の供給体制など、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。また、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておく。

7. 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

今後、豪雪等に伴う都市機能の阻害、交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策などを考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

第3. 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

1. 防災知識の普及・啓発

① 雪崩の危険に関する普及・啓発

町は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及啓発に努めているところであるが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

② 自主的な除雪活動等の普及

町内会等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、併せて除排雪に伴う事故（雪下ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

2. 防災訓練の実施

雪害や積雪期の災害を想定した県の総合防災訓練が今後実施された場合、町は、県、益田広域消防署、民間企業、ボランティア団体等関係機関と連携し、訓練の参加を図る。

第2節 災害応急対策

豪雪に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を応急的に予防したり、その被害を軽減するため、関係機関は相互に連携を図り、住民と一体となった総合的な対策を講じる必要がある。このため、雪害発生時において、町及び関係機関は実施すべき必要な対策を実施する。

第1．災害発生直前の対策

町は県と連携し、雪崩に対する警戒を行うとともに、事前避難が必要と判断される場合、住民に対する避難指示等を行い、適切な避難誘導を実施する。

第2．災害情報の収集・伝達

町は、災害の発生直後において、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物被害情報等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握したものが他の市町村に住民登録等を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡するものとする。各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

第3．災害応急活動体制の確立

雪害が発生した場合において、町は県及び防災関係機関と協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害を最小限に留めるため、収集された情報に基づき必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

1．雪害警戒本部の設置・廃止

① 設置の基準

総務財政課長は、大雪警報が発表され豪雪被害が発生するおそれがある場合、または豪雪被害が発生した場合、雪害警戒本部を設置する。

② 廃止の基準

雪害警戒本部は、概ね次の基準により廃止する。

ア．発生が予想された危険がなくなり、対策の必要がなくなつたと認められるとき。

イ．応急対策が概ね終了したと認められるとき。

2．災害対策本部の設置・運営

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。災害対策本部は、本部長・副本部長及び部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項を本部会議において協議する。災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通報するものとする。なお、その他の災害応急活動体制については、本編第3章第1節「応急活動体制」を参照。

3．広域応援体制

町は災害応急対策を行うために必要な場合、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第4．除雪の実施活動

1．除雪対策の組織

国土交通省、県、隣接市町等と連絡を密にし、協力体制を確保する。なお、除雪担当の窓口は、建設課とする。

2．除雪路線の緊急順位

県の除雪計画に従い、重要な町道及び消防上必要な道路について緊急除雪するものとする。その他の道

路についても除雪体制の円滑な運用に努め、必要に応じ住民の除雪を支援する。なお、町は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

3. 消防団員等の出動要請及び資機材の確保

① 消防団員等の出動要請

町長は、主要交通路を確保するとともに緊急に除雪作業の必要を判断したときは、消防団員に応援を要請する。また、必要に応じてボランティア団体等に対し、協力を要請する。

② 資機材の確保

原則として、民間所有の機械を借上げるものとする。

第5. 救助・救急及び医療救護活動

1. 救助・救急活動

本編第3章第9節「救急・救助活動」を参照。

2. 医療救護活動

本編第3章第10節「医療救護」を参照。

第6. 交通の確保・緊急輸送活動

本編第3章第12節「交通確保、規制」、第13節「緊急輸送」を参照。なお、雪害に伴う輸送拠点等を確保するため、町は道路、各施設の管理者等と必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧を図る。

第7. 避難収容活動

避難収容活動については、本編第3章第7節「避難活動」を参照。なお、除雪により避難路の確保を図るとともに、避難誘導に当たっては、避難所及び避難路に対する孤立地区の対策を考慮する。また、避難住民を収容する避難施設及び応急仮設住宅の設置に当たっては、積雪期の気候、要配慮者などについて考慮する。

第8. 災害広報の実施

災害広報の実施については、本編第3章第3節「災害広報」を参照。なお、町は県及び関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。

第9. り災証明の交付

町は、災害の状況を迅速且つ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請など、各種支援措置を早期に処理するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や、り災証明の交付の体制を確立し、速やかに住宅等の程度を認定し、被災者にり災証明書を交付できるよう、体制の整備を図るものとする。

第3節 災害復旧

災害復旧・復興の実施に当たっては、本編第4章「風水害等復旧・復興計画」を参照。

VIII ライフライン災害対策計画

第1節 災害予防

電気、ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設は住民の日常生活、経済活動や災害時の応急活動にとって重要な役割を果たすものであり、災害による被害を未然に防ぐため、関係施設等の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急体制の整備、防災資機材等の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

第1. 関係施設設備の安全性の確保

1. 電気施設の安全性の確保（中国電力ネットワーク株式会社）

① 自主保安体制の構築

発電設備、送電設備等は、関連する法令、基準等を満たす設備となっており法令等による巡視、点検等を実施し、災害による被害の未然防止に努める。

② 防災教育・訓練の充実

ア. 防災教育

従業員に対し災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

イ. 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態に有効に機能することを確認する。また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2. ガス施設の安全性の確保（県LPガス協会・LPガス販売業者）

① 自主保安体制の構築

LPガス販売業者は、次の事項の整備を図る。

ア. 新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の事項の整備を行い、安全化に努める。

- a. LPガス設備全般について、ガス埋設導管をポリエチレン管への切り替えを進め耐震性を高めるなど安全性が確保できるよう整備を進める。
 - b. 容器は、災害時に転倒しないように堅固で水平な基礎の上に設置し、転倒防止用のチェーンにより固定する。
 - c. 感震機能つきマイコンメーター等の安全器具の普及に努める。

② 防災教育・防災訓練の充実

ア. 風水害、地震等防災訓練実施や災害時の対応マニュアルの作成等ソフト面の充実を図る。

イ. 風水害、地震等による二次災害を防止するため、一般消費者に対して、特に高齢者にはわかりやすく、災害時には速やかな対応ができるよう次のような啓発を行う。

- a. 災害発生時の初期防災活動等について記したパンフレット等を配布し、内容について説明指導する。
 - b. 災害発生時は、ガス器具の使用に留意し、異常があった時は販売業者の点検を受けるよう指導する。
 - c. 災害発生時は、火を全部消し、元栓・器具栓を閉め、容器のバルブも閉めるよう指導する。

3. 上水道施設の安全性の確保（水道事業者）

① 自主保安体制の構築

水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら、計画的に安全化対策を推進していくものとする。

ア. 貯水、取水、浄水施設など水道施設の重要構造物について、耐震性診断の実施によりその老朽度及び構造を踏まえ、耐震性の低い施設について補強、増強等を行う。

イ. 送水管及び配水管は被害を最も多く受ける施設であり、特に経年化した管路及び強度的に弱い石綿セメント管については、耐震性の高いダクタイル鋳鉄管に取り替えるとともに継ぎ手についても伸縮性のある離脱防止型にする。

ウ. 情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等を整備または耐震化する。

エ. 水道利用者の理解と協力を求めて、給水装置や受水槽の耐震化を推進する。

オ. 配水池の容量は12時間分の給水量を貯留できるようにし、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁を整備するよう努める。

カ. 避難所等の防災上重要な拠点の関係部局と連携して、緊急時用貯水槽や大口径配水管を整備することにより、貯水機能を強化する。

キ. 水道の広域化を促進し、施設全体の機能の向上を目指す。

② 防災教育・訓練の充実

各種研修会、講習会への参加・開催や、有事を想定した模擬訓練の実施を通じて、災害時における判断力の養成、防災上の知識及び技術の向上を図る。また、地震時の配備編成や各自の職務分担について周

知徹底を図る。

4. 下水道施設の安全性の確保（町）

① 自主保安体制の構築

下水道事業者は、各地域の状況等も考慮しながら計画的に安全化対策を推進する。

ア. 下水道施設の整備・保守・点検

イ. 協定等に基づく相互応援体制の整備

ウ. 災害時用の資機材の整備

② 防災教育・訓練の充実

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう防災部局と連携して、平時から教育・訓練を実施する。

5. 電気通信施設の安全性の確保（N T T西日本株式会社島根支店）

① 電気通信施設の現況

災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。このため、次の電気通信設備等の防災計画を実施する。

ア. 電気通信設備等の高信頼化

a. 豪雨、洪水等のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

b. 暴風または豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風・耐雪構造化を行う。

c. 地震または火災に備えて、主要な電気通信設備について耐震・耐火構造化を行う。

② 自主保安体制の構築

N T Tとグループ会社は、関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

ア. 電気通信システムの高信頼化

a. 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはグループ構成とする。

b. 主要な中継交換機を分散設置する。

c. 通信ケーブルの地中化を推進する。

d. 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

e. 災害時有線電話について、加入者と協議し2ルート化を推進する。

③ 防災教育・訓練の充実

N T Tとグループ会社は、関連会社と協力し、防災活動を円滑かつ迅速に実施するため平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期または随時に実施する。また、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア. 災害発生時の初動立ち上げ訓練

イ. 気象、地震等に関する情報伝達訓練

ウ. 各種災害対策用機器の操作・運用訓練

エ. 電気通信設備等の災害復旧訓練

オ. 消防及び水防の訓練（水防板・防潮板の点検・着脱を含む）

カ. 行政機関等が実施する防災訓練（災害用伝言サービスの運用を含む）

（株）N T Tドコモ中国島根支店）

① 電気通信施設の現況

ア. 建物

二次災害防止のための地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ. 建物内部設備

a. 建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強措置と火災に備えて消火設備が設置されている。

b. 災害により商用電源が停電した場合でも自家発電機、蓄電池、移動電源車等の配備により、電源が確保されるようにしてある。

c. 建物外設備

(a) 地下ケーブル

マンホール・ハンドホール内のケーブルの固定化を実施している。

(b) 架空ケーブル

隣接構造物に対しての防護及び火災・事故災害等による損傷を考慮して可能な限り地中化を促進している。

d. 移動用無線

(a) 通信回線の応急回線の作成用として、可搬型無線機及び移動基地局車を常備している。

(b) その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

e. 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルには、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家用発電機等を常備しているほか、移動電源車を配備している。

② 自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命に鑑み、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)NTTドコモ中国の各機関にも災害対策本部を設置するとともに、(株)NTTドコモ等NTTドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

ア. 通信を確保するための諸施策

a. 通信ビル相互を結ぶ中継伝送路については、光ケーブルまたは無線による多ルート化、ループ化を推進する。

b. 町指定の避難場所に一般公衆通信の使用に供する携帯電話または、衛星携帯電話の貸し出しに努める。

c. 災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型無線機を主要ビルに配備している。

d. 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、主要なケーブルについては地中化を推進する。

e. 交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。

f. 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家用発電機等を常備しているが、さらに移動電源車も主要ビルに配備している。

g. 防災の観点から設備管理を強化し、老朽または耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。

h. 平素から災害復旧用資材を確保している。

③ 防災教育・訓練の充実

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期または随時に実施する。なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

ア. 災害発生時の初動立ち上げ訓練

イ. 気象、地震等に関する情報伝達訓練

ウ. 災害時における通信復旧訓練

エ. 電気通信設備等の災害復旧訓練

オ. 消防及び水防の訓練

第2. 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

1. 基本的事項

災害によるライフライン事故が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、県、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

2. 情報通信設備の整備

① 情報収集伝達機器の整備

町及び県（防災部防災危機管理課）は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況

等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

② 情報収集・連絡要員の指定

町は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。町及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

3. 県総合防災情報システムの活用

町は、災害等が発生した場合は、電話等の通信手段以外に県の総合防災情報システムを利用し、情報を収集・伝達する。

第3. 災害発生時の応急体制の整備

1. 基本的事項

ライフライン等施設に災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し関係機関との相互連携体制を確立する。

2. 防災組織の整備

① 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設置要領等を整備しておく。

② 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第4. 防災資機材の整備

1. 防災資機材の整備

町、ライフライン施設管理者及び関係機関は、各種施設等の性質に応じ、必要な防災資機材の整備を図る。

① 災害対策用資機材等の確保

災害に備え、平常時から復旧用資機材、工具、消耗品等の確保に努める。

② 災害対策用資機材の輸送

災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

③ 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

④ 災害対策用資機材等の広域運営

災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするための復旧用資材の規格の統一をライフライン施設管理者で進めるほか、他機関と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

⑤ 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予測されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、防災会議の協力を得て非常事態下の借用確保の円滑化を図る。

2. 防災資機材等配備情報の収集・提供

町は、関係課、施設管理者及び関係機関への防災資機材等の配備状況について、情報の収集及び提供を行う。また大規模・特殊災害に対応するため、町外の防災資機材についても情報を収集する。

第5. 防災知識の普及・啓発

関係課、機関は、これまでも通常の防災に関する広報を実施しているが、災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用など様々な方法、機会を通じ防災知識の普及啓発に努める。

第2節 災害応急対策

第1. 基本的な考え方

各ライフライン施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動はもとより、災害直後の応急対策活動においても重要な役割を果たす。このため、施設管理者と町及び防災関係機関はこれらの施設等について相互の連携を図りながら迅速な応急対策を実施する。

第2. 災害情報の収集・伝達

ライフライン施設災害への対応を効果的に実施するためには、災害による被害状況等に関する情報をできるだけ正確かつ詳細に入手し、関係各課・機関間でこれらの情報を共有化することが必要不可欠である。そこで、関係各課・機関は、災害発生時に災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携の下に、迅速かつ的確に災害情報を収集し伝達する。

第3. 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、県、町、ライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に留めるため、収集された情報を基に必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

第4. 応急措置の実施（仮復旧も含む）

1. 電気施設応急措置（中国電力ネットワーク株式会社）

被害状況により、応急送電・仮復旧の2体系に区分し、重要施設への緊急送電と被災者への生活用電力の早期供給を実施する。

① 応急復旧

ア. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

イ. 応急工事基準

災害時における具体的応急工事について、「災害復旧応援マニュアル」、「応急復旧工法マニュアル」等の手順・工法に基づき、次の基準により実施する。

α. 水力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

β. 送電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用ならびに予備品・貯蔵品の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

γ. 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または、移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

δ. 配電設備

ヘリコプター・車両等の機動力の活用により、迅速・確実な復旧措置を行う。

ε. 通信設備

可搬型電源、衛星携帯電話、衛星通信システム、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ. 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

エ. 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各施設の復旧順位によることを原則とするが、

被害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

	復旧順位
水力発電設備	系統に影響の大きい発電所 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 早期に措置を講じないと復旧が一層困難になるおそれがある発電所 その他の発電所
送電設備	全回線送電不能の主要線路 全回線送電不能のその他の線路 一部回線送電不能の主要線路 一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	主要幹線の復旧に係る送電用変電所 都市部に送配電する送電系統の中間変電所 重要施設に配電する配電用変電所 (この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。)
配電設備	病院、交通・通信報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、 その他重要施設への供給回線 その他の回線
通信設備	給電指令回線、制御・監視及び保護回線 保安用回線

② 拡大防止対策

ア．災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

イ．災害時における広報

ａ．広報活動

災害発生が予測される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

ｂ．広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関やインターネットホームページを通じて行うほか、PR車等により直接当該地域へ周知する。

ウ．復旧要員の広域運営

「非常災害時における復旧応援要綱」（中央電力協議会策定）および「資材および役務の相互融通に関する規定」（西地域電力協議会策定）に基づき復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予測され、または発生したときは応援の要請を行う。

エ．災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、担当区域内の工事力に余力がない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要とする判断される場合は、自衛隊法に基づき被災地域の都道府県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

2. ガス施設応急措置（県LPガス協会、LPガス販売業者）

① LPガス施設応急復旧

町、県及び県LPガス協会は、LPガス販売業者に対し次のことを指導し、または協力を受けて取り組む。

ア．被害状況の把握

早急に正確な被害状況を把握し、適切な緊急措置を講じる。

イ．二次災害の防止

- a. 危険箇所（倒壊、焼失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収
 - b. 洪水等による流出容器（県内外）の被害状況の確認及び容器の回収
 - c. 避難所等の臨時的使用箇所で使用されるLPの安全使用

ウ. LPガス設備の修復と早期安全供給の開始

LPガス販売業者は、エルピーガス設備の修復と早期安全供給の開始に努める。復旧は病院、避難場所等を優先して行う。

エ. 動員・応援体制

- a. LPガス販売業者は、被害地の県LPガス協会支部長に通報し、支部長は緊急体制を整える
 - b. 県LPガス協会は災害対策本部を設置し、被害を受けた地域の支部長との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して応急復旧のための動員を要請する。

オ. 電話相談窓口の開設（臨時）

県LP協会は、避難場所等での応急的なLPガスの使用等に対応するため、電話相談窓口を開設して、住民からの相談に対応する。

② 拡大防止対策

ア. LPガス設備の安全点検の実施

LPガス販売業者、保安機関、容器検査所等が相互協力し、LPガス設備の安全点検を実施し被害の拡大防止に努める。特に、避難場所となる公共施設や老人ホーム等の要配慮者の施設を最優先に点検を実施する。

イ. 動員・応援体制

県LPガス協会は、被害を受けた地域の支部長と連携を密にして、被害の少ない地域の支部長に対して被害拡大防止の点検のための動員を要請する。

ウ. 広報活動

県LPガス協会は、危険箇所での火気使用禁止や容器バルブの閉止の確認等の二次災害防止のために必要な事項及び復旧計画等の広報活動を行う。

3. 上水道施設応急対策（水道事業者）

① 応急復旧

水道事業者は、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

ア. 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のための応急復旧計画に基づき、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

イ. 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて工事業者への調達依頼により確保を図る。

② 拡大防止対策

浄水場、配水池付近における斜面崩壊や主要な管路等の基幹施設が埋設されている道路崩壊及び陥没、並びに河川取水口付近の堤防決壊など各施設における危険度データを収集整理し、二次災害の防止措置を講じる。また、関連する他のライフライン施設の被害を把握し、水道システム全体としての機能低下の程度、機能回復までの期間を検討し、広域的支援体制について連絡調整を図る。なお、被災により断・減水が発生した場合、水質悪化が予想されるため、水質管理や塩素消毒強化の徹底及び住民に対する飲料水の衛生指導について周知する。

4. 下水道施設応急対策（町）

① 応急復旧

被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

② 拡大防止策

二次災害のおそれのある施設、緊急度の高い施設等から順次、重点的に調査・点検を実施し、水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、平行して応急対策を講じる。

5. 電気通信設備応急対策（NTT西日本株式会社島根支店）

N T Tグループ会社は関連会社と協力し、災害時において可能な限り電気通信サービスを維持し重要通信を疎通させるよう、防災業務の推進と防災体制の確立を図るとともに、応急復旧を迅速かつ的確に実施し通信サービスの確保を図る。

① 防災組織

非常災害が発生し、または発生のおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは災害対策本部を設置する。

② 応急措置と応急復旧

ア. 応急措置

a. 重要通信の確保

(a) 通信の利用制限

災害等によりその通信の疎通が著しく輻輳し困難となった場合、電気通信事業法に基づき通信の利用を制限（規制）する措置を行う。

(b) 重要通信の優先利用

防災関係機関については、通信の利用制限（規制）の対象としない『災害時優先電話』の承認を受けておくものとする。

b. 災害用公衆電話の設置

災害救助法等が適用された場合、孤立地域及び避難場所等に災害用公衆電話の設置に努める。

・臨時電話の設置

c. 公衆電話の無料化

広域停電時には、既設公衆電話の無料化に努める。

イ. 通信設備の応急復旧

災害を受けた通信設備は、できるだけ早くかつ的確に復旧を実施する。

a. 災害対策用機器の活用

b. 災害用伝言サービスの運用

c. 広報活動（拡大防止策）

d. 広報車による広報活動を行う。

(a) 被災地域と被災模様

(b) 復旧のための措置と復旧見込み時期

e. 必要に応じてテレビ・ラジオ等による放送を報道機関に、また、防災無線等による放送を行政機関に依頼するものとする。

（N T T ドコモ中国島根支店）

災害時等には、公共機関等の通信確保はもとより被災地域における緊急通信確保のための応急復旧対策を迅速に進める。また、被災設備の速やかな復旧に向け復旧作業を迅速、円滑に行うための復旧対策の充実強化を図り、電気通信サービスの確保に努める。

① 応急復旧

ア. 電気通信設備に被害が発生した場合は、以下の各項の応急措置を実施する。

a. 通信の確保

災害により通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限の通信ができるように措置する。

(a) 被災地の主要場所に携帯電話または衛星携帯電話の貸出しに努める。

(b) 県等の災害対策本部に対し、携帯電話の貸出しに努める。

b. 回線の応急復旧

電気通信設備の被害に対処するため、移動基地局車を使用し、回線の応急復旧作業を迅速に実施する。

c. 通信の利用制限

災害等により通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制を行い、利用を制限する。

d. 非常通信の優先

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常通信として、他の通信に優先して取

り扱う。

ｅ．災害により保有資材及び災害対策機器では、応急復旧に支障をきたすときは関係機関に対し応援要請または協力を求める。

イ．災害のため通信が途絶したとき、または通信等の利用制限を行ったときは、トーン装置による案内、報道機関、窓口掲示及びパソコン通信等の多様な広報手段により、以下の項目について利用者に周知する。

- ａ．通信途絶利用制限の内容と理由
- ｂ．通信の被害復旧に対してとられている措置
- ｃ．通信利用者に協力を要請する事項
- ｄ．被災設備、回線等の復旧状況及び疎通状況
- ｅ．その他の事項

ウ．災害時における復旧対策、災害時の措置は、以下のとおりである。

- ａ．災害により被災した通信回線の復旧は、復旧順位により実施する。
- ｂ．移動基地局車及び移動電源車等の発動
- ｃ．被災状況の把握

被災状況を迅速に把握し、電気通信設備の早期復旧に対処するため直通回線、携帯電話等を利用して情報収集活動を行う。

ｄ．通信の輻輳対策

通信回線の被災等により通信が輻輳した場合は、臨時通信回線の設定及び対地別の規制等の措置をとる。

ｅ．電気通信設備の監視強化及び巡視点検を行い、不具合の発見とその復旧に努める。

第5章 災害広報の実施

1. 基本的事項

災害が発生した場合には、町、消防本部等は、現有の広報手段を駆使して、災害状況によっては報道機関への放送要請を行うなど関係機関等と効果的に連携し、災害広報を実施する。

2. 災害広報の実施

① 情報発信活動

ア．各種情報の収集・整理

町は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。この場合には、情報収集システムに混乱が生じないように留意する。また、災害発生初期には不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ．情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネット、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。なお、県及び町、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うものとする。

② 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関などからの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

第3節 災害復旧

第1. 復旧事業

ライフライン施設管理者は被災した施設を復旧するに当たって、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び関係業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を実施する。

復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

第2．再発防止

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、管理者は万全な再発防止等の観点から可能な限り改良復旧等を行う。

施設復旧と併せて、被災箇所以外の施設について再発防止のための緊急点検をする。

